

総合型地域スポーツ・文化クラブ

特定非営利活動法人調和 SHC 倶楽部

定 款

2003年（平成15年）4月 総合型地域スポーツ・文化クラブ「調和 SHC 倶楽部」創設
2003年（平成15年）10月 特定非営利活動法人格を取得
2011年（平成23年）5月 定款の改正
2018年（平成30年）6月 定款の改正
2018年（平成30年）12月 定款の改正

182-0007

東京都調布市菊野台 3-27-40

電話 042-498-8828

FAX042-444-3018

Mail : info@npo-chowashc.jp

定 款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人調和 SHC 倶楽部と称し、略称を NPO 法人調和 SHC 倶楽部という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都調布市菊野台 3 丁目 27 番地 40 に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域住民が年齢性別を問わず、自発的にスポーツや文化活動を楽しみ、各自の健康、体力の維持・向上をはかると共に、豊かな人間形成に努め、活動を通じて地域の連帯を培い、明るい市民生活の実現に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 学術、文化、芸術及びスポーツの振興を図る活動
- 二 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 スポーツ振興に関する事業
 - ① 各種スポーツサークル・教室の実施
 - ② 各種講習会・研修会の開催
 - ③ 地域体育祭・スポーツ大会の実施
 - ④ 青少年スポーツ教室の開催
 - ⑤ 他地域とのスポーツ交流
- 二 健康増進に関する事業
 - ① 各種健康サークル・教室の実施
 - ② 各種講習会・研修会の開催
 - ③ 地域体力測定会の実施
 - ④ 熟年者・高齢者の屋外活動の実施・支援
- 三 文化、芸術の振興に関する事業
 - ① 各種文化・芸術サークル・教室の実施
 - ② 各種講習会・研修会の開催
 - ③ 地域文化・芸術祭の実施及び作品の展示会の開催
 - ④ 伝統文化の普及・伝承
- 四 スポーツ・健康・文化・芸術の普及に関する事業
 - ① ホームページの運営
 - ② 会報・広報誌・パンフレット等の発行・利用・普及・創作
 - ③ 各種メディアの利用
- 五 スポーツ施設の管理運営事業

① 施設管理事業

六 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 この法人は、次に掲げるその他の事業を行う。

① バザー

② フリーマーケット

③ 広報誌、プログラム、チラシ等に広告の掲載

④ 物品販売

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

(健全育成)

第6条 この法人は、青少年の健全な発達と育成をはかるために、専門家並びに学識経験者から広く意見を求めて事業を行う。

第三章 会 員

(種 別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)の社員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。

3 子ども会員は、この法人の事業活動を促進する18歳未満の個人とする。

4 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体及び個人とする。

(入 会)

第8条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

4 会員は、この法人に入会したときの記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が解散したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 会員は、別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができ

る。

(会員の除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の議決を経てこれを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及び抛出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第四章 役員及び顧問、参与

(種類及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事とし、4人以上7人以内を常任理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事の選任は、総会において選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号の何れかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して、1名は管理部門を、1名は事業部門を管掌し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときには、会長が予め定めた順位によりその職務を代行する。

3 専務理事は、業務を統括する。

4 常任理事は、専務理事を補佐し、この法人の日常業務を執行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正

の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をする必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ又は、理事会の開催を請求すること。

(任期等)

第17条 役員は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠または増員により選任された役員は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残存期間とする。

4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく臨時総会を開きこれを補充しなければならない。

5 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を得て当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 この法人に、顧問及び参与を各若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、参与は協力団体の代表者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営全般に関し会長の諮問に答える。
参与は業務の遂行に関して会長の諮問に答える。

4 第17条第1項の規定は、顧問及び参与についても準用する。

第五章 会議

(総会)

第21条 この法人の会議は、総会・理事会及び常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
- 4 監事は、総会、理事会及び常任理事会に出席して意見を述べるができる。

(権能)

第23条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告並びに決算
 - (6) 役員を選任、解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 事務局の組織及び運営
 - (9) その他、運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に定めるものの他、次の事項を決議する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 - 3 常任理事会は、理事会に付議すべき事項について審議することができる。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年一回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事が第16条第6項第4項の規定に基づいて招集するとき。
- 3 理事会は、原則として定例に開催する。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事から第16条第6項第5号の規定に基づいて招集の請求があったとき。
- 5 常任理事会は、原則として定例に開催する。

(招集)

第25条 総会、理事会及び常任理事会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の14日前までに通知しなければならない。
- 3 理事会及び常任理事会を開催する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ及び電磁的記録（電子メール）により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

- 4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第4項第2号若しくは第3号の規定により請求があったときは、会長は30日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、出席正会員のうちから選出する。理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 常任理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第28条 総会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会及び理事会においては、第25条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、総会においては出席正会員、理事会においては出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員、理事は当該事項について表決権を行使することができない。

(表決等)

第29条 総会における各正会員および理事会における各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない正会員、理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ及び電磁的記録（電子メール）により又は代理人をもって表決権を行使することができる。

3 代理人は正会員に限るものとする。

4 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

5 第2項の規定により表決権を行使する正会員、理事は、総会及び理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員又は理事の現在数

(3) 出席した正会員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面表決、ファクシミリ及び電磁的記録（電子メール）表決、及び表決委任者を含む）

(4) 審議事項

(5) 議事経過の概要及び議決の結果

- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資金及び財産の管理)

第33条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は総会の議決による。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第35条 この法人の会計は、次の通り区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画書及び活動予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始ごとに総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ、収入支出とすることができる。これは、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更生)

第39条 予算編成後にやむを得ない事由が生じたときは理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、総会の議決を経なければならない。

(決算上の剰余金)

第41条 この法人の決算上の剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第42条 この法人は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得るものとする。

第七章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第6項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号によるこの法人が解散するときは正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散における残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）のときの残余する財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、法11条第3項に掲げる者のうち、この団体と目的を同一とする他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第八章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示すると共に、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第九章 補則

(備付け書類及び帳簿)

第48条 この法人の事務所に、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款等
- (2) 役員名簿
- (3) 成立時の財産目録、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、前事業年度の年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち十人以上の名簿

(事務局)

第49条 この法人は事務を処理するため事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て会長が選任し、職員は会長が任免する。

(部会・専門部又は委員会)

第50条 この法人は、事業の円滑な遂行をはかるため、事業別部会、並びに専門部又は委員会を設けることができる。

- 2 事業別部会、専門部並びに委員会は理事会の命を受け、運営の執行の補助をする。
- 3 事業別部会、専門部又は委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(実施細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人が成立した日から施行する。
- 2 この法人の設立当初役員は、この定款第18条の規定にかかわらず、別表に掲げる者を第16条第1項に規定する役員とする。

【別表】

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
会 長	平井 脩博	常任理事	三刀 良子	理 事	姫野 由利子
副 会 長	小川 時雄	常任理事	森山 朱美	理 事	丸田 絵美
副 会 長	奥平 恭子	理 事	石島 久美子	理 事	宮崎 太郎
専務理事	岡本 浩史	理 事	伊藤 東洋男	理 事	山内 元昭
常任理事	野村 清	理 事	上柿 和生	理 事	吉崎 和子
常任理事	荘司 保治	理 事	狼 次郎		
常任理事	関上 八重子	理 事	川手 一郎	監 事	山崎 敏雄
常任理事	高松 光子	理 事	浪花 一成	監 事	梶本 幸枝
常任理事	虎尾 武志	理 事	蕪澤 加代子		

- 3 この法人の設立当初役員の任期は、この定款の規定にかかわらず平成17年6

月 30 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 9 条の規定に係わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金は、正会員、子ども会員の区別なく一律 1,000 円とし、賛助会員は、0 円とする。
 - (2) 会員会費
 - ① 正会員 3,600 円
 - ② 子ども会員 1,200 円
 - ③ 賛助会員
 1. 個人 1 口 2,000 円 (1 口以上)
 2. 団体 1 口 10,000 円 (1 口以上)

附則

- 1 上記附則の第 2 項の第 18 条を第 17 条に、第 16 条第 1 項を第 15 条第 1 項に読み替えるものとする。
- 2 総会決議によって、会員会費が平成 21 年度から改定された。